さいたま市地域包括支援センター運営協議会委員公募要領

（趣旨）

第１条　この要領は、さいたま市地域包括支援センター運営協議会委員（以下「委員」という。）の公募について必要な事項を定めるものとする。

（募集人員）

第２条　公募に係る委員（以下「公募委員」という。）の募集人員は、２名程度とする。

（応募資格）

第３条　公募委員の応募資格は、原則として、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　本市に在住、在勤又は在学する１８歳以上の者

⑵　本市の附属機関等の委員を３つ以上（公募委員として２つ以上）務めていない者

⑶　本市の市議会議員及び職員でない者

⑷　平日の昼間の会議（年２回程度）に出席できる者

（応募方法）

第４条　委員の公募に応募しようとする者は、さいたま市地域包括支援センター運営協議会公募委員応募用紙（別記様式）に必要事項を記入して、市長に提出しなければならない。

（選考委員会）

第５条　公募委員の選考をするため、さいたま市地域包括支援センター運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

２　選考委員会の委員は、長寿応援部長、地域福祉推進室長、高齢福祉課長、介護保険課長及び障害福祉部障害政策課長とする。

３　選考委員会の委員長は、長寿応援部長をもって充てる。

４　選考委員会の庶務は、いきいき長寿推進課において処理する。

（公募委員の決定）

第６条　公募委員は、別に定める選考基準に従い、応募者のうちから選考委員会が選考するものとする。

２　選考委員会は、選考基準に基づき書類審査等を行い、性別及び地域性のバランスに配慮し、公募委員を決定するものとする。

（選考結果等）

第７条　提出された応募書類は、返却しない。

２　選考の結果は、応募者全員に電子メール又は文書で通知するものとする。

（庶務）

第８条　公募委員の公募に関する庶務は、福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課が行う。

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１８年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年９月１１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年９月４日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１０月１１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１０月２日から施行する。